

住田町町有林造林作業仕様書

枝打作業

- 1 枝打の方法は次のとおりとする。
 - (1) 枝打は、区域内の対象木について次の高さまで行うこと。
 - ①生育良好な造林木
 - ・枝下直径…約 6 c m ・枝下高…約 2 m または 4 m
 - ②上記①より生育が劣る造林木並びに雪害常襲地帯の造林木
 - ・枝の付け根からの枯れ上がりの長さが、枝の全長の半分に及ぶ高さ
 - (2) 枝打は、樹幹に沿って枝の下方から切り上げ、次に上から切り下ろすものとし、鋭利な鉋または鋸を使用して切断すること。
 - (3) 切口は樹幹に接し、表面はできる限り平滑にし、樹幹を損傷しないこと。
 - (4) 林縁木は外側の生枝の枝打を行わずに、片枝とすること。
- 2 区域内の広葉樹で監督員の指示するものは除伐すること。
- 3 つる類が造林木に巻きついている場合は、丁寧に除去すること。
- 4 事業箇所は全域において「住田町森林認証グループ」加入林であることから、FSC 森林管理認証の各種規定に加え、「住田町森林認証グループ」が各種のチェックリスト等において求める要件を遵守して作業すること。特に、チェーンソー使用の際には植物性のチェーンオイルを使用する等、環境に配慮した施業を行うこと。
- 5 この仕様書によりがたい場合は、監督員にその事由を申し出て指示を受けること。